

国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項の一部改正について

改正理由：民法における法定利率の見直し及び利率の変動制導入により、実勢金利の増減に対応させるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(延納利息)</p> <p>第14条 出納命令役は、履行延期の特約等をする場合には、延納利息を付さなければならぬ。ただし、学生納付金収入、寄宿料収入については、延納利息を付さないものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、履行を延期する債権の残高が百万円未満の場合、又は計算された延納利息が千円未満の場合には、延納利息を付さないことができる。</p> <p>3 <u>延納利息の率</u>については、<u>民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率によるものとする。</u></p> <p>(遅延賠償金)</p> <p>第15条 債務者の責めに帰すべき事由により、約定した支払期日を経過して代価の支払がなされない場合には、その債権残高に対し<u>民法第404条の規定による法定利率</u>の割合で計算した金額を遅延損害金として、その期日の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りで債務者に請求することができる。</p> <p>2 前項の規定により計算した遅延損害金の額が<u>千円未満</u>であるときは、債務者にその請求を行わないものとする。ただし、学生納付金収入寄宿料収入については、遅延損害金を付さないものとする。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. この要項は、令和2年4月1日（以下「<u>施行日</u>」という。）から施行する。</p> <p>2. この要項の施行日前に利息又は遅延損害金が生じた場合におけるその利息又は遅延損害金を生ずべき債権に係る利率については、<u>改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(延納利率)</p> <p>第14条 出納命令役は、履行延期の特約等をする場合には、延納利息を付さなければならぬ。ただし、学生納付金収入、寄宿料収入については、延納利息を付さないものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、履行を延期する債権の残高が百万円未満の場合、又は計算された延納利息が千円未満の場合には、延納利息を付さないことができる。</p> <p>3 延納利息については、<u>年5%</u>とする。</p> <p>(遅延賠償金)</p> <p>第15条 債務者の責めに帰すべき事由により、約定した支払期日を経過して代価の支払がなされない場合には、その債権残高に対し<u>年5%</u>の割合で計算した金額を遅延損害金として、その期日の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りで債務者に請求することができる。</p> <p>2 前項の規定により計算した遅延損害金の額が<u>百円未満</u>であるときは、債務者にその請求を行わないものとする。ただし、学生納付金収入寄宿料収入については、遅延損害金を付さないものとする。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>